

社会保険加入状況アンケートの参考資料

【参考】 社会保険の概要

1. 社会保険について

「医療保険」と「年金保険」「介護保険」を併せて、『社会保険』と呼ばれます。また、「雇用保険」と「労災保険」は、併せて『労働保険』と呼ばれます。

- ・ 加入条件を満たしている労働者は、強制的な加入が求められます。
- ・ 社会保険としての医療・介護保険(以下併せて「健康保険」という。)には、「協会けんぽ」または「健康保険(健保)組合」等がありますが、年金保険は「厚生年金保険(日本年金機構)」しかありません。(「国民健康保険(国保)」は、社会保険ではありません)

2. 社会保険の適用事業所

社会保険の場合：株式会社や有限会社などの「**法人**」は、**全て『強制適用事業所』**です。労働者が5人以上の「**個人事業所**」も、全て『強制適用事業所』です。

- ・ 強制適用事業所の従業員は、本人の意志・国籍・性別・年齢(健康保険は75歳まで・年金は70歳まで)・収入に関わらず、全員の健康保険と厚生年金保険(日本年金機構)の両方への加入が法律で義務づけられています。
- ・ 4人以下の「**個人事業所**」は『任意適用事業所』となり、年金保険・健康保険の加入は任意です。

雇用保険の場合：労働者が1人以上いる場合、雇用保険の適用事業所になります。適用事業所の所定労働時間が20時間以上の場合は、全員が雇用保険の加入対象となります。

3. 年金保険・健康保険加入のための年収の制限

適用事業所の年収130万円以上(60歳以上の人・障害者の場合には、年収180万円以上)の労働者は、社会保険に加入する必要があります。

一方、年収130万円未満で被保険者(一般的には夫)の年収の半分未満である労働者は「被扶養者」となります。この「被扶養者」は被保険者(一般的には夫)の年金保険(第3号扶養)と健康保険(被扶養者)に加入します。

したがって、特に契約社員(下表参照)として雇用する場合、当人が被保険者か被扶養者かの判定も必要となりますのでご注意ください。

【参考2】 社会保険への本人加入条件

(○:強制加入、△:加入の義務は無い、×:加入できない)

就労形態		分類	健康保険 厚生年金	雇用保険	労災保険
雇用条件	勤務条件				
役員		労働者としての身分を有しない	○	×	×
		実質的に労働者の身分を有する	○	○	○
			○	×	○
正社員 (*1)	常勤	無期雇用で、所定労働時間3/4以上の勤務	○	○	○
	非常勤	週20時間以上勤務	△	○	○
		週20時間未満勤務		△	×
契約社員 (*1)	長期常勤 (*2)	雇用期間が2ヶ月超	○	○	○
	短期常勤 (*3)	雇用期間が2ヶ月以下	△	○	○
		雇用期間が31日以上	△	○	○
		雇用期間が30日以下	△	×	○
	非常勤 (パート、アルバイト)	週20時間以上勤務	△	○	○
	週20時間未満勤務	有期雇用で、労働時間が正社員の3/4未満	△	×	○

(*1) 常勤とは、正社員・契約社員にかかわらず一般の従業員と比べ概ね3/4以上、且つ週20時間以上の時間を勤務する従業員をいう。

(*2) 当初から2ヶ月を越える予定で雇用した従業員に加え、当初契約は2ヶ月以下だったが3ヶ月以上使用している従業員、臨時に日々雇用しているが継続使用期間が1ヶ月以上になった従業員を含む。

(*3) 2ヶ月未満の予定で使用している従業員、臨時に日々雇用し継続使用期間が1ヶ月を越えていない従業員。